

収受年月日	議 長	事務局長	書 記
6・8・29			
第 70 号			



令和6年8月29日

埴町議会議長 鈴木 孝則 様

経済常任委員会委員長 鈴木 元 久



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額について

2 調査の経緯

本委員会は、森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額の内容について、担当課からの聞き取り調査を行った。

調 査 日：令和6年7月31日（水）

出席委員：鈴木元久、金澤太郎、小林達信、吉田広明、七宮広樹、下重義人

説明員：農林推進課長

職務出席者：議会事務局長、書記

場 所：委員会室

3 調査の結果

農林推進課より、令和6年度から森林環境税が国税として1人1,000円を市町村が賦課徴収することに伴い、森林環境譲与税が増額となることの説明を受けた。令和2年度から令和5年度までの森林環境譲与税の歳入・歳出の内容が示されたが、資金使途が限定されているため、使途目的に沿った事業を展開する必要がある。

平成18年4月から都道府県及び市町村独自の税金と、この森林環境税が同時に課税されれば、納税者にとっては二重の税負担となりかねないという声も出ている。

令和6年3月31日現在、森林環境譲与税基金残高が61,925,289円である。令和5年度の森林環境譲与税を見ると、東白川郡内で埴町が最も高額で

39,814,000 円の歳入であり、町の森林面積の大きさを示すようである。令和 6 年度以降は、48,960,000 円を見込んでいる。

町では、羽黒山整備事業で予算 2,800 万円の実施計画があり、1 名の地権者が反対しているが、雑木林 7 割の間伐と作業道を整備する。町が管理権を取得した後は、他団体との共同の取り組みを考えている。

また、町内の日陰解消事業などで、交通事故防止への取り組みを進めてもらいたい。

4 委員報告書

別紙のとおり

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6・8・14			
第	号		

様式 1

調査研修等報告書

令和 6 年 8 月 1 4 日

議会議員
委員会委員長 様



提出者 金澤 太郎

派遣目的 (調査等 名称)	経済常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 3 1 日 1 0 時 0 0 分より	派遣先 (場所)	委員会室
内容	森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	本年度より、「森林環境税」が国税として徴収されることに伴う、森林		
	環境譲与税の譲与額が増額となることの説明を受ける。		
	森林環境税の譲与額が上がることは埴町財政にとっては良い事である。		
	しかしながら、その譲与金の資金使途が限定されているため、何にでも		
	利用できるわけではなく、使途目的に沿った事業を展開する必要がある。		
	民有山林の経営管理権を町が受託することも可能とのことだが、管理権		
	の委託同意に至らないことが多いとのこと。今回羽黒山の一部を受託して		
	整備を進める予定になっており、このことが他の民有林所有者に町に委託		
	する契機となれば荒廃山林の縮減を図っていくことが可能になるのでは		
	ないかと期待できる。		
	まずは、今回事業化している羽黒山の管理を上手にすることが何よりも		
重要となってくる。			

山林経営面積が多いことから近隣町村と比較して多くの譲与額が見込まれることから、山林整備を進め木の町はなわとしての継続性を維持して欲しい。

また、町有施設への県・町産材を使用した什器を増やし、町の活性化、PRについても今まで以上に有効に活用するべきと考える。

以上

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6.8.7	議員派遣 委員派遣	議員派遣 委員派遣	調査研修等報告書
第 号			

様式 1

6 年 8 月 7 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者

小林達信

派遣目的 (調査等 名称)	経済連任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和6年7月31日	派遣先 (場所)	
内容	森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	大変良く令けた。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6.8.7	議員派遣 委員派遣	議事録	調査研修等報告書
第 号			

様式 1

令和 6 年 8 月 6 日

鈴木孝則 議会議長
鈴木元久 経済常任委員長

様



提出者 吉田 広明

派遣目的 (調査等 名称)	経済常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 3 1 日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	1、森林環境譲与税の使用用途と今後の見込み額について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	令和 6 年度から森林環境譲与税が始まり、個人住民税均等割として年間 1,000 円／人を市町村が賦課徴収するという。しかし、平成 18 年 4 月から森林環境税を導入済みで、同趣旨の都道府県及び市町村独自の税金とこの度の森林環境譲与税が同時に課税されれば納税者にとって二重の税負担となりかねない。また、法人に対しても年間法人県民税均等割の 10%相当額が課税される。使いみちの重なるこれらの既存の税金とこの度の森林環境譲与税との調整は具体的にどのように行うのか疑問に残る。制度設計に歪みが生じるのではないか。 埴町は交付金として、国から年／4,000 万、県から森林環境税（年／11 億円徴収分から）年／340～350 万交付される。また、森林経営管理制度で「林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）するとあるが、管理コストの説明はなかった。 町では、羽黒山整備事業で予算 2,800 万の実施計画がある。1 名の地権者が反対しており、雑木林 7 割の間伐と作業道整備をする。町が管理権を取得した後は、他団体との共同の取り組みを考えている。 また、町内の日陰解消事業などへの取り組みで、交通事故防止への取り組みを進めてもらいたい。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6・8・20			
第 号			

議員派遣・委員派遣

所管事務調査報告書

令和6年8月20日

経済常任委員会
委員長様



提出者 七宮 広樹

派遣目的 (調査等名称)	経済常任委員会		
派遣の日時	令和6年7月31日(水)	派遣先 (場所)	委員会室
内 容	森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額について		
派遣結果 (意見及び感想)	農林推進より、森林環境税・森林環境贈与税の概要を始め、森林環境譲与税の経過、森林経営管理制度の詳細について説明を受けた。 その後、令和2年度から令和5年度のまでの歳入・歳出の内容が示され、制約はあるが、様々な事業に活用され、町民に対しても説明がつく内容であり理解した。そして、令和6年3月31日現在の森林環境譲与税基金残高61,925,289円が示された。 令和5年度の森林環境譲与税贈与額を見ると、東白川郡の中でも埴町が最も高額な39,814,000円の歳入であり、町の森林面積の大きさが示すよるもので、令和6年度以降は48,960,000円を見込んでいると聞く。 今年度も様々な活用が行われているが、町の将来を見据えた生きた内容で工夫を凝らした事業展開に期待する。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6・8・8			
第 号	経済常任委員会		

様式 1

委員長
議会議長 様



令和 6 年 8 月 8 日

提出者 下 重 義 人

派遣目的 (調査等名称)	経済常任委員会		
派遣の日時	令和 6 年 7 月 31 日 (火) 午前 10 時～	派遣先 (場所)	委員会室
内 容	森林環境譲与税の使用用途と今後の見込額について		
派遣結果 (意見及び感想)	森林環境税の内容を農林推進課から説明を受ける。令和6年度から国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもので、個人住民税均等割の枠組みを用いて行なう譲与税との説明、日本は国土の約7割が森林、国際の枠組みの温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための観点から、平成31年に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し創設されたとある。森林が持つ機能を活かすための課題も多く林業の採算性の低迷や、担い手不足により手入れ不足の森林が多く見られる。このような問題を打開するためにも最も良い補助金と思われるが、末端にまで行き届く制度であればと願うばかりである。私はそれ以上に農業（水稲）に関する課題が多いのではと懸念する。		